

身近な年金相談事例 実際にはこんな相談を受けます

ケーススタディ

CASE STUDY

1



相談者 A 夫さん
59歳・S35.5生まれ・男性
自営業(中華料理店経営)



厚生年金の加入歴のある
自営業者のA夫さんからの相談

私は大学卒業後、17年間勤務していた食品メーカー(厚生年金に加入)を40歳の時に退職し、家業の中華料理店を継ぐため、5年間、本場中国で中華料理の修業をしました。中国にいる時は年金のことには興味がなく、日本の国民年金に任意加入していませんでした。

その後、45歳の時に日本に帰国し家業を継ぎ、中華料理店の経営を始めましたが、最初は売り上げが思うように伸びず、6年間は国民年金の保険料を払っていません(未納・免除せず)。その後、新メニューがヒットし、中華料理店の経営が軌道に乗り、現在に至るまで、約8年間、国民年金の保険料をきちんと払っています。

私は、現在、59歳です。60歳を目前にして、そろそろ年金のことを考えるようになってきました。つい最近、知り合いから、国民年金は10年納めないともらえないと聞きましたが、私は今まで、厚生年金に17年間しか加入しておらず、国民年金は、60歳まで納めても約9年間しかありません。国民年金の期間が10年に届かない状況なので、私はひょっとして、国民年金の年金をもらえないのでしょうか？

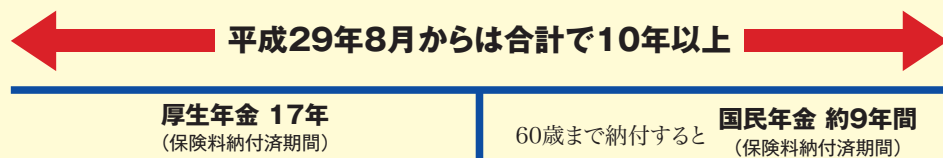


答える人
年金アドバイザー

御安心ください。あなたは、国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているため、65歳から、国民年金の老齢基礎年金をもらうことができます。国民年金の老齢基礎年金を受給するためには、原則として、平成29年8月から10年間の期間が必要となり、この期間を受給資格期間といいます。この受給資格期間は、保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間で計算され、国民年金の保険料納付済期間だけでなく、20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間も保険料納付済期間として合計することができます。

あなたが、60歳まで国民年金の保険料を納付した場合、国民年金(約9年間)+厚生年金(17年)≥10年になるため、65歳から、国民年金の老齢基礎年金を受給することができます。また、あなたの生年月日の場合、64歳から厚生年金期間(17年間)が反映された厚生年金の老齢厚生年金(報酬比例部分)をもらうことができます。64歳になりましたら、年金の請求手続きを行いましょう。

国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間について



60歳まで国民年金の保険料を納付した場合、国民年金(約9年間)+厚生年金(17年)≥10年になるため、65歳から、国民年金の老齢基礎年金を受給することができます。



相談のポイント

国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間は、厚生年金保険の被保険者期間も含めることができます。様々な期間をつなぎ合わせて、受給資格期間を満たすケースは多々あります。年金アドバイザーの学習をすれば、受給資格期間の数え方をマスターすることができます。それから、相談事例の方(男性)の生年月日の場合、64歳から厚生年金の老齢厚生年金(報酬比例年金)を受給できるため、その点も説明する必要があります。年金アドバイザーの学習をすることにより、生年月日に応じた60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢もマスターすることができます。

ケーススタディ

CASE STUDY

2



相談者 B 子さん
女性・60歳・大卒後、
民間企業に38年勤務
(厚生年金、雇用保険に全期間加入)



60歳台前半の在職老齢年金の
適用を受けるB子さんからの相談

近々、60歳台前半の老齢厚生年金をもらえるようになります。現在の月額給与は、60時点の給与水準の6割に下がってしまっており、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給を受けています。近々、もらえる年金と報酬との調整に関して、総務担当者からレクチャーを受けたのですが複雑な内容でほとんど理解できません。私にも分かるように教えてほしいのですが……。



答える人
年金アドバイザー

「確かに60歳台前半の年金と給与(賞与も含む)の調整は複雑ですね。複雑な調整の内容を理解するために、簡単な事例を使って説明した方がいいですね。以下の設定で説明します。

(例) 60歳時点の賃金: 40万円、月額給与: 24万円(標準報酬月額も24万円)
年間の賞与額: 120万円、60歳台前半の老齢厚生年金(報酬比例年金): 120万円
(月額給与、年間の賞与額、年金額は65歳まで変わらないこととします。)

60歳台前半の年金と給与(賞与を含む)の調整は、年金額や給与(賞与を含む)の大きさ次第で複数のパターンに分かれるのですが、主な調整方法は、年金と給与(賞与を含む)の合計額のうち、28万円を超える額の1/2を年金額から差し引くパターンになります。今回の設定例もこのパターンに該当します。計算してみますね。

- 年金月額(基本月額) 120万円÷12=10万円
- 総報酬月額相当額 24万円+(賞与120万円÷12)=34万円
- 年金からの停止額 (34万円+10万円-28万円)×1/2=8万円
- 年金月額 10万円-8万円=2万円



相談者B子さん
大体の調整の感じは掴めましたが、
結構、減ってしまいますね……。



答える人
年金アドバイザー

……実は、まだ話の続きがありまして……。雇用保険の加入期間が5年以上ある場合で、60歳以降の月額給与が大きく下がった場合には、雇用保険の高年齢雇用継続給付という給付金を受給することができます。この雇用保険の給付を受給すると、年金額がさらに減額されてしまうのです。今回の説明の例の場合、24万円(標準報酬月額)×6%(最大)=14,400円が減額されるので、2万円-14,400円=5,600円が最終的な年金の受給月額になります。



相談のポイント

60歳台前半の在職老齢年金の調整は事例を使って説明しないと、理解不能です。事例を使って、調整のイメージを頭の中に入れてもらえるように説明する必要があります。また、年金額の説明とともに、「月額給与、年金月額、雇用保険の給付金の額のトータル」でいくらになるのかの説明も必要ですね。年金アドバイザーの学習をすれば、在職老齢年金の調整について、事例問題を通じて習得できます。その結果、事例を用いた説明をすることが可能になりますよ。